

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月二十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島

茂

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>路<br/>線<br/>名</p> | <p>三郷幸手自転車道線</p>   |
| <p>供用開始の区間</p>       | <p>三郷市田中新田字中ノ割一四六番二八地先から同市田中新田字上ノ割一四一番五地先まで</p>                        |
| <p>供用開始の期日</p>       | <p>令和五年十一月二十八日</p>   |
| <p>備<br/>考</p>       | <p>令和五年十一月十七日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二五八・七九メートル</p> |